

〈別紙〉

高橋建設株式会社 指定番号24号 河川協力団体活動報告(高津川 浜田河川国道事務所)

高橋建設(株)は、島根県西部を流れる高津川において、企業の地域貢献活動として、同社員が河川敷地の漂流ゴミ等の回収及び清掃を実施しており、当事務所が募集したボランティア制度(水辺ENプログラム)にも参加し活動しています。

主な活動内容



堤防・河川敷清掃活動



主な活動場所



高津川 右岸 L=800m:
高角橋から飯田橋付近
高津川 左岸 L=1300m:
飯田橋から上流

合計L=2100mの範囲内で活動を実施



水辺EN組プログラム



水辺ENプログラムは、河川の一定区間について、住民団体、河川愛護団体、企業等の自発的な河川ボランティアを募集し、水辺(河川敷)と縁組するもので、行政と住民がパートナーとなって、美しい河川環境をつくり出そうとする制度です。高橋建設(株)は、この制度に平成22年から参加しています。

Pegasus クラブ 指定番号25号

河川協力団体活動報告(高津川 浜田河川国道事務所)

Pegasus クラブは、スポーツ・文化等の活動を生涯を通じて楽しみ、多くの人々が交流することにより、明るい社会づくりに貢献することを目的として設立された総合型スポーツクラブです。高津川で「カヤック」などの河川敷を利用しており、地元自治会と連携し、除草や清掃を実施するとともに、カヤックを体験する参加者に河川の安全利用講習を行っています。

主な活動内容

親水護岸付近の除草・清掃



カヤック体験を通じた河川の安全利用講習



主な活動場所



活動範囲



■平成30年度河川協力団体指定一覧表(浜田河川国道事務所)

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地	水系名	河川名	業務を行う河川の区間	
						上流端	下流端
国(中国地方整備局) 第 24 号	平成31年2月27日	高橋建設株式会社	島根県益田市遠田町 3815番地1	高津川	高津川	左岸: 益田市飯田町760番1地先	左岸: 益田市飯田町6番1地先 (飯田吊橋)
						右岸: 益田市須子町イ653番1地先(飯田吊橋)	右岸: 益田市須子町イ157番3地先(高角橋)
国(中国地方整備局) 第 25 号	平成31年2月27日	Pegasusクラブ	島根県益田市元町3番16号	高津川	高津川	左岸: 益田市高津一丁目イ1079番5地先	左岸: 益田市高津一丁目イ1175番1地先
						右岸: -	右岸: -

河川協力団体制度の概要

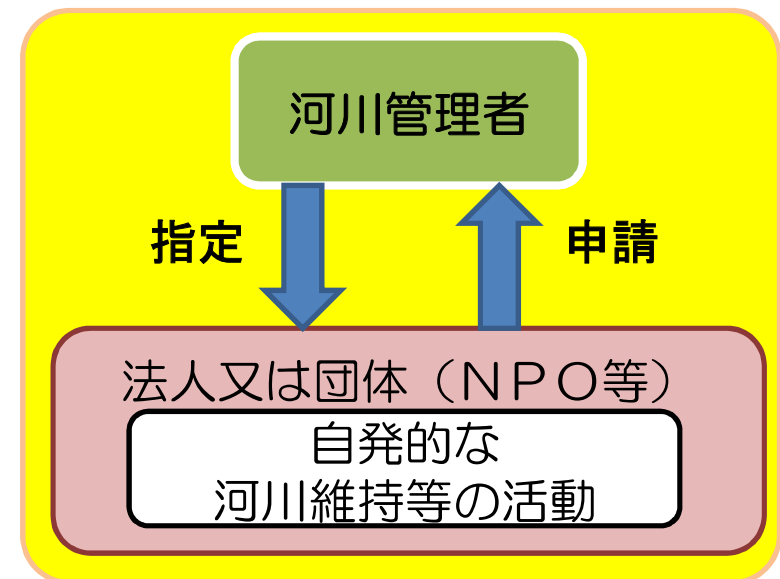
参考

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年6月12日公布）により、河川協力団体制度が創設されました。

河川法	第58条の8	（河川協力団体の指定）
	第58条の9	（河川協力団体の業務）
	第58条の10	（河川協力団体の河川管理者による援助への協力）
	第58条の11	（監督等）
	第58条の12	（情報の提供等）
	第58条の13	（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法

第58条の9

河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動